

東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物の受入れに関する取扱実施細目

平成18年10月5日部長決定

18清施管第1253号

改正 平成28年3月24日27清施管第2594号

改正 令和4年12月26日4清施管第1768号

(趣旨)

第1条 この取扱実施細目は、東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物の受入れに関する取扱要綱（平成12年4月1日付け12清総総第15号管理者決定。以下「要綱」という。）に規定する車両重量の算定及び搬入量の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(搬入量の算定方法)

第2条 産業廃棄物の搬入量は、原則としてごみ自動計量システム上の計量器により、搬入車両（以下「車両」という。）の搬入前後の総重量を計量し、次の算式により算定する。

$$\text{産業廃棄物の搬入量} = \text{搬入前総重量} - \text{搬入後総重量}$$

2 前項の算定方法によりがたい場合は、次の算式により算定する。

$$\text{産業廃棄物の搬入量} = \text{搬入前総重量} - \text{実車重量}^*$$

※（車両重量＋運転者平均体重＋標準装備重量）

- (1) 車両重量は、自動車検査証（以下「車検証」という。）に記載されている車両重量とする。
- (2) 運転者平均体重は、60キログラムとする（次条において同じ）。
- (3) 標準装備重量は、車両を使用する上で必要な装備の重量とし、車検証の車両総重量（以下「車両総重量」という。）により、次のとおりとする。

車両総重量	標準装備重量
7トン未満	50キログラム
7トン以上10トン未満	70キログラム

ただし、車検証の自動車の種類欄に軽自動車と記載されている車両及び軽自動車以外の車両であって、車検証の車体の形状欄にバンと記載されている車両については次のとおりとする。

車両の種類	標準装備重量
-------	--------

車検証の自動車の種類別欄に「軽自動車」と記載されている車両	20キログラム
軽自動車以外の車両であって、車検証の車体の形状欄に「バン」と記載されている車両のうち、車両自重2トン未満の車両	30キログラム

(空車計量による搬入量の算定方法)

第3条 管理者は、前条第2項の算定方法による場合であって、空車計量の必要があると認めるときは、組合の指定する計量器により空車計量を行い、搬入量を次の算式により算定する。

$\text{産業廃棄物の搬入量} = \text{搬入前総重量} - \text{実車重量}^*$ $* (\text{空車計量値} + \text{運転者平均体重})$
--

- 2 空車計量の対象になる車両は、原則として次のとおりとする。
- (1) コンテナ車、脱着装置付コンテナ専用車及び車両総重量10トン以上の車両
  - (2) 荷台への鉄板補強、アオリ板の設置、特殊な排出装置の設置等により車両本体に固定した改造、補強又は補修を行った車両
  - (3) その他管理者が必要と認める車両

(空車計量の申請等の手続)

第4条 搬入者は、前条第2項各号に規定する車両を使用するときは、管理者に空車計量申請書(別記第1号様式)を提出するものとする。

- 2 管理者は、産業廃棄物搬入承認申請書に添付されている車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項)等により、車両の改造等が判明したときは、搬入者に確認し、空車計量申請書を提出させなければならない。
- 3 管理者は、空車計量実施後、当該搬入者に計量証明書(別記第2号様式)を発行する。

(添付書類)

第5条 搬入者は、空車計量を申請するときは、次の書類を添付するものとする。

- (1) カラー写真

ただし、第3条第2項第1号に該当する車両の場合は、側面及び斜め後方から撮影した車両全体写真とし、第3条第2項第2号に該当する場合は、斜め後方から撮影した車両全体写真、改造、補強又は補修を行った箇所を含む車両全体写真及び改造、補強又は補修を行った各箇所を大きく鮮明に写した写真とする。

- (2) 車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項)
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(空車計量における留意事項)

第6条 空車計量は、燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載した状態で行うものとする。

- 2 空車計量を行う車両は、廃棄物を運搬する装備状態で行うものとする。
- 3 搬入者は、搬入承認を受けた車両及び新たに搬入承認を受ける車両が、改造等により車両重量の変更をするときは、管理者に空車計量の申請を行わなければならない。ただし、車検証の記載事項の変更を伴う改造を行った場合は、この限りではない。

(コンテナ車の空車計量の特例)

第7条 第3条第1項の算定方法にかかわらず、1台のコンテナ車に対して複数個のコンテナを使用する場合は、コンテナ車にコンテナを搭載した状態で空車計量を行い、型又は重量の異なる組み合わせごとに1台の車両として要綱第6条の登録を行う。

- 2 1台のコンテナ車に対し、同型同重量のコンテナを複数使用する場合は、管理者が同型同重量であることが確認でき、かつ、1台分の登録として扱うことが認められるときに限り、1台分の組合せのみによる空車計量方法を認める。

附 則

この取扱実施細目は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この取扱実施細目は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱実施細目は、平成28年4月1日から施行する。

(残存用紙に関する経過措置)

2 この取扱実施細目の施行の際、管理者が別に定めた様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この取扱実施細目は、令和5年1月1日から施行する。